

利尻富士町フェリー積載自動車航送料助成事業 Q&A

Q：どのような利用の場合、対象になりますか？

A：家族等の入退・通院等の送迎や、お子様の習い事、高齢及び持病があるので人混みを避け移動したいなど、島外にて感染リスクを低減したい場合を想定しています。

Q：どうして8～9月なのですか？

A：全国からの来道者は例年8～9月が最も多い時期であり、利尻島も同様であることから、人の移動が増えることによる社会的距離を保つためにも、期間限定で実施することとしています。

Q：申請は誰でもできますか？

A：運転者が申請者となります。したがって、申請書の添付書類として必要な「運転免許証の写し」と「指定口座の写し」は申請者である運転者のものとなります。

Q：申請書に添付する「指定口座の写し」とは何が必要ですか？

A：助成金の振り込みを希望する口座の通帳コピー（表紙と1枚めくったページ）が必要になります。

Q：知人から車を借りて島外へ出たいのですが？

A：お借りする車が、利尻富士町民が所有及び使用する自家用自動車であれば対象です。

Q：一人何度でも使えますか？

A：例として、何度も通院しなければならない等の事情もあると思いますので、回数制限は設けません。

Q：帰島日が未定で片道しか予約していませんが、申込みは可能ですか？

A：要領の「申請方法」にハートランドフェリーに往復料金で予約し、助成申込みの際、その予約番号を伝えることと定めておりますので、帰島予定日であっても往復で予約してから役場へ助成の申込みをしてください。期間に変更があっても、14日以内の往復であれば対象となります。

Q：島に帰ってきてからの申込みはできますか？

A：原則事前申込みです。

Q：自動車検査証の使用者が会社等個人以外の車を使用した際は対象となりますか？

A：対象になりません。

対象になる車両は、ハートランドフェリー株の離島割引が適用された自家用自動車（軽トラ除く）となります。

交付要綱においても、「個人が所有する乗用車」「町民が所有及び使用する自家用自動車」と定めております。